

平成29年11月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成29年11月10日（金）午後3時02分から午後4時52分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (27人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	2番	小谷 恵	9番	田中 好道
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二
	8番	日野 浩一		
推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	大西 繁	11番	大場 兵輔
	4番	藤井 元之	13番	野口 稔
	5番	林原 春男	14番	杉谷 幸秀
	7番	荒松 将志	15番	山根 操
	8番	岩波 宏承		

4 議事録署名委員の決定 (8番 日野 浩一、9番 田中 好道)

5 遅刻委員 (1名) (農委3番 前田 繁昌)

6 欠席委員 (3名) (農委1番 高塚 光春、推進6番 遠藤 光則
推進12番 加藤 久和)

7 会務報告 (別紙)

8 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

9 報告事項

(1) 貸貸借の解約について

(2) その他

10 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について
- (3) 県外視察研修について
- (4) 非農地認定にかかる対象農地の現地確認について
- (5) その他

11 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
局長補佐	山下佳恵
事務補助員	山根江利子

12 会議の概要

事務局

そういたしますと、議長のご挨拶で定例会を開会してまいりたいと思いま
す。よろしくお願ひいたします。

議長

こんにちは。久しぶりに何か晴れた感じがするわけとして。この前ですね、
担い手サミットのほうに先月行ってまいりまして、ちょうど台風のあとに入
りましてですね、参加出来るか出来ないかというこで、実際行われたとい
ふことで、台風が通り過ぎたわけですが、そのあと行ってみると、高知県の
ほうはですね、ハウスが破れとったり捻じれたりということで、植えたもの
が吹っ飛んでしまつてるというようなことで被害が非常に大きかつたわけ
でして。まあ、皇太子さんが来られとったわけですが、その中で大臣賞とか色々
と表彰されるのを見ますとね、大型ですね、小さい農家でなくてですね、
大型化されたり、一つの何て言うかですね、まとまって地域の活性化をして
いくというようなものがですね、普通の農家の人が表彰してもらうってかた
ちでなくて、法人化をしていくというようなかたちが全て表彰されておるよ
うなことで、流れがどんどんどんどん変わりつつあるのかなというふうに感
じておるわけです。実際的にはですね、そういうことで、鳥取県も何とか法
人化しなさいとか色んなことの中でですね、大型化、また新規での集団化して
農業法人を作つて部落の中で立ち上げていくとかいうような方針に、何か
そういう話を聞いてるとそういう流れが感じるということで、農業委員会も
ですね、それなりに工夫をしながら考えていかないといけんかな、と思つた
り、ちょっと気になるのは、ある程度農地も借りてたくさん作つてゐるんだけ
ども、片一方から借りた農地が放置されて放棄地になるような土地もあるん
じやないかという感じでですね、やはり貸し借りの問題についてもやはり皆
さんに協力していただきたいですね、ある程度のチェックはしてですね、やつ
ぱりちゃんと農地を管理して下さいというようなことをしないといけんのか
な、という感じをしてまいつたわけとして、今後ともですね、皆で協力して
やっていくんだということをつくづくこの前行つてですね、台風もですね、
鳥取県は少なかつたんですけども、プロッコリーにしてみれば何か台風は来な
かっただけども非常にプロッコリーが腐つてですね、今は非常に厳しいとい
うようなことを聞いておりますが、色々と部分的にですね、台風は逃げたけど
も色んな天候によってですね、農産物が非常に低迷しているという部分があ
るんだな、と感じておりますので、その中ですね、どうやっていくのか、
やっとこの間、はでが掛かっておった米がやつと、はでから下りて稻がこか
れたなというような感じも受けておるようなことでして、例年には何かこ
とになつたのかなということでございます。簡単ですが、開会にあたつて
の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

(農業3番委員、3時4分着席)

議長 それではですね、平成29年度の11月の大山町定例農業委員会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

今日の欠席はですね、農業委員1番さんと、それから推進委員の6番さん、推進委員の12番さん、その3名の方が欠席でございますので、会が出来るっていうことですので進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

そうしますと議事録署名委員の決定でございますが、8番委員さん、9番委員さん、一つよろしくお願ひいたします。

議長 会務報告を、事務局一つよろしくお願ひいたします。

事務局 【会務報告】

- (10月 5日) • 中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (10月 6日) • 鳥取県女性農業委員の会定期総会について。
- (10月10日) • 10月委員会案件現地調査について。
 - ・農地中間管理事業等研修会について。
 - ・10月定例農業委員会について。
- (10月12日) • 非農地認定地現況地目調査(H28調査分)大山について。
- (10月13日) • 新規就農者関係認定審査会について。
- (10月16日) • 名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (10月17日) • 市町村農業委員会事務局長及び人・農地担当部課長会議について。
- (10月18日) • 非農地認定地現況地目調査(H28調査分)名和について。
- (10月19日) • 全国農業新聞購読推進(町議会議員)について。
- (10月26日) • 非農地認定地現況地目調査(H28調査分)中山について。
- (11月 1日) • 長田地区造成地土地改良事業検討会について。

議長 どうも、ありがとうございました。

議長 それでは議事に入りたいと思いますので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明を事務局お願ひいたします。

事務局 はい、失礼します。1ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号58番、土地の表示が○○○○△△△△-△、譲渡人が○○市○○△丁目△△番△号の□□□□さん、譲受人が○○△△△番地△、◇◇◇◇◇さん、売買で全体で※※※万円と伺っています。次に番号59番、土地の表示

が○○○○△△△△外2筆で、譲渡人が○○○町大字○△△番地△、□□□□口さん、譲受人が○○△△△番地△、◇◇◇◇さんで贈与と伺っています。番号60番、土地の表示が○○○○○△△△△、譲渡人が○○△△△番地、□□□□さん、譲受人が○○△△番地、◇◇◇◇さんで贈与と伺っています。続きまして2ページになりまして、番号61番、土地の表示が○○○○△△△△外1筆で、譲渡人○○○県○○市○○○△△△△番地3、□□□□□さん、□□□□さん、□□□さん、連名の登記となっておりますが、譲受人が○○△△△番地、◇◇◇◇さんで贈与と伺っています。番号62番、土地の表示が○○○○△△△△外2筆で、譲渡人が先程と同じく、○○○県○○市○○○△△△△番地△の□□□□□さん、□□□さん、□□□□さんで、譲受人が○○△△△番地、◇◇◇◇さんで、こちらも贈与と伺っています。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 これについてご質問がござりますでしょうか。

事務局 議長、説明を。

議長 ほんだ、ほんだ。現地確認を一つよろしくお願ひします。推進委員の8番さんに番号58番、59番、61番、62番についてお願ひいたします。

推進8番委員 失礼します。8番です。今朝、午前中、事務局2名と農業11番委員さん、農業5番委員さん、私の5名で現地確認をいたしましたので、その報告をさせていただきます。番号58番、○○の田んぼですが、これはきれいに耕耘がしてありました。それから59番、○○の田んぼが2枚と畑が1枚ですけど、これも3枚ともきれいに耕耘がしてありました。それから次、61番、○○の田んぼと畑ですけど、田んぼのほうは耕耘はしてありませんでしたが、草がきれいに刈ってありました。それから畑は現在きれいに耕耘されておりました。次、番号62番、○○ですけど、畑が3枚のうち1枚はきれいに耕耘がされておりました。あと2枚はブロッコリーがきちんと植えてありましたので、以上、報告いたします。

議長 番号60番について、農業11番委員さん、よろしくお願ひします。

農業11番委員 失礼します。11番です。60番につきまして、ここは田んぼなわけですけども、譲受の申請をされている◇◇さんが貸し借りでずっとブロッコリーを作つておられるようです。午前中に一緒に回つて現地確認させてもらいましたけど、やはりきれいにブロッコリーが作つてありますと適正な管理がしてありました。そういうことで譲渡申請に十分値すると判断しております。以上です。

議長 この案件について何かご質問がございましたら。

(沈黙)

ないようですので62番を外してですね、あとについての賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。賛成多数ですので承認します。

それでは62番、農業8番さん、外に（議事参与制限のため退席を）お願
いいたします。

（農業8番委員、退室）

62番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

どうも、ありがとうございます。賛成ですのでありがとうございます。

（農業8番委員、入室）

議長 それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をよろしくお願ひいたします。

事務局 はい、失礼します。3ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号12番、土地の表示が○○○○○△△△△-△、譲渡者が○○○△△△△番地△、■■■■さん、譲受者が○○○△△△△番地△、◆◆◆◆さん。所有権移転で転用目的は一般住宅と伺っております。こちらの農地区分は住宅地が連担している区域内にある農地で3種農地に該当します。許可の根拠は農地法第5条第2項但し書きによる原則許可に該当しますので問題ない案件です。農地のすぐ隣にお母さん、お父さんが住んでおられる実家が建っておりまして、この度、譲渡者の息子さんが家族3人で住まわれる住宅を新築されると伺っております。雨水排水処理も隣接農地などに影響のない計画で、道路法とか文化財の協議も済ませていらっしゃいます。図面につきましては、4ページに位置図とそれから6ページから8ページについて平面図、それから計画配置図や立面図を付けております。

続きまして番号13番、土地の表示が○○○○○△△△△、譲渡者が○○△△△番地△、■■■■さん、譲受者が○○市○○区○○○△丁目△△番△号の◆◆◆さん、こちらも所有権移転で転用目的は太陽光発電の施設と伺っております。こちらの農地区分は駅・役場などから500m以内にある農地ということで2種農地に該当します。許可の根拠は代替地なしということで、今回の太陽光発電施設の下には透水性の防草シートで防草対策をされると伺っております。そして高さが1mの低層設置、低い所での設置というふうにも計画されているようです。こちらも4ページに位置図と、それから9ページ・10ページのほうに計画配置図、平面図等を付けておりますのでご確認下さい。以上です。

議長 これについて農業委員の11番さん、よろしくお願ひいたします。

農業11番委員 11番です。今、事務局が説明したとおりなんんですけど、まず12番のほうですけど、場所は先程言いましたように○○○の部落のちょうど真

ん中へんぐらいにありますて、周りは全部家のようにです。その中の畠で野菜が作ってありましたし、先程説明がありましたように、その隣に家を新しく建てたいということで、そのへんを鑑みますと農業農地には別に周りには影響がないと判断されておりますので転用については差支えないと判断されます。

それから13番の、やはり同じ説明がありましたように、これは大山の⑩⑩のすぐ東側になって道路の交差したところなんんですけど、これはその道路の反対側にもう既に太陽光の発電が設置されているような場所です。先程説明がありましたように住宅地からはちょっと離れてますし、国の太陽光発電の基準もクリアされておるようですので特に周辺の農地には影響がないと判断されますので、良いんでないかと判断して帰っております。以上です。

議長 これにつきまして、12番、13番についてですね、何かご質問がございましたら。

農業13番委員 はい。13番です。

議長 はい、どうぞ。

農業13番委員 先程の説明の中で、駅等から500m以内という説明でしたけども、以前これについては300mでなかったかいな。

事務局 2種は500。

農業13番委員 500だったら1種、2種。

事務局 はい、では。

農業13番委員 太陽光の関係について、農振農用地に入っているのかいなかといふところと、一般的には所有権移転まで太陽光ってのはあんまり。この方が◆◆◆さんが事業をされるんですよね。あんまり聞いたことがないんですけども、そのへんについては太陽光で所有権移転までされるのか。これについては、農地の場合は売買価格等については説明がありますけども、転用の場合にはそのへんは説明はない。

議長 ちょっと事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは13番のことについてですが、今回のこの太陽光の発電施設というのは農振に入っているところはできない。1種農地では太陽光だとか風車だとかは出来ないような国の制度がありまして、ここは農振地区に入っていない場所でした。圃場整備もされていないところです。先程言われた500m以内と、それから300m以内っていうのがあるんですが、ここはちょうどすぐ隣の⑩⑩側の田んぼまでが3種、300mの範囲にすっぽり入りまして、ここの今回出ている案件がちょうど300mの際のはみ出したところで500m以内という扱いになりますて2種農地ということになります。2種農地の場合は代替地がないということが条件で転用になるんですが、そういったような申し出で説明書も付いておりました。あとはですね、販売価格ですが、※※※万円というふうに伺っております。こちらが通常は貸借でなかろうかというお話もあったんですが、ケースバイケースのようです。既に

大山町内の中山エリアでもかなり太陽光の発電設備が出来ているんですが、使用貸借で建てられてっていうケースもありますし、今回のように売買で所有権を移転されたうえでされるというケースと、それは特に制限についてはなくてですね、お互いにそういうふうな話し合いでされていると伺っております。

以上だったですかね。

農業13番委員 13番です。

議長 はい。

農業13番委員 この売買については解りました。それはどうしても賃貸じゃないといけんということはないので、それはそれで良いと思いますけども、今の説明の中で500m未満で2種で代替地がないと言われましたけども、太陽光を農地には入れないということを原則で今まできとったように思いますし、代替地はなんぼでもないわけでもない、買ってまでしようということであれば、これはどこでも買えるわけで代替地がないという理由はあんまり好ましくないと思いますけども。代替地は作ろうと思えば出来るはずですし、◆◆さんが代替地が本当に必要なのかどうなのか。ここは本来、農地なので太陽光までしなきゃいいので、事業を思いつかなくとも。事業をしなければならない理由がだいたい本当に農地まで潰してしなきゃいけない理由が何があるのか。代替地がないと言われると「えっ、他にもあるんじゃないですか。」

事務局 2種農地に関しては、3種農地は原則許可ということで開発すべきような区域内の農地ということで、そういう公共施設とかから300m範囲内は3種農地ということになります。それから、そういう公共設備から500mの範囲は2種農地ということで、ここは1種と3種の中間の農地というような意味合いで農地法では区分されております。その2種農地の場合は、原則許可ということではなくて一定の要件を満たした場合に許可相当になるということなんですが、そのうちの一つで代替地がないというのも許可の判断をする時の要件になっているということで、農業13番委員さんがおっしゃるように、他に全国探して代替地がないのかというと、そういうもんではないとは思いますが、この事業主の◆◆さんの要件に合うような条件でこの太陽光施設が設置出来るような場所として代替地が他には取得出来るような土地とかですね、あるいは送電設備、近くに送電線が必要な設備ですのでそういう部分も含めて他に適当な土地を探すことができなかつたというような意味合いだということで代替地なし、というのはご理解いただきたいと思います。

議長 他に質問ございませんかね。

ある程度は決め事をきちんとしつかんと、そん時そん時の対応ばっかりせずに、ある程度のものは委員会として代替地がない場合はどうするとかっていうのは、もう少しよその例でなくして、大山町はどうするのかというのもある程度決めておかないと、しょっちゅうこの問題が提起されるようになりますので、それについてもちょっと事務局としてもどういう考え方をもって

ということで、全国でっていうことではなくして、大山町としてこうあるべきだという方針を出しとかんと、またしょっちゅうこういう話題が出てきた時に、また顔見て審議するだかいや、って話になつたら妙なことになりますので、一つきちんと議長としてはある程度は定めておきたいなということで、代替地なしならなしでいくというかたちを対応するんだという形でですね‥

事務局

議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その代替地なしというのが、農地法上で許可の要件の一つになっております。全国的なルールとして。この代替地なしというものは、今回は太陽光発電設備の転用に関しての今ご協議をいただいておるわけですけども、2種農地につきましては太陽光に限らず、他の目的で転用される場合も同様に代替地なしという要件で許可されるものもございます。ですので、代替地なしというのをもっと厳しく本当に代替地がないのかどうか判断をするということになると、他の転用目的も含めて検討をもっと厳しく代替地なしという要件をチェックするのか、あるいは太陽光に限って厳しくするのか、そのへんは少し今の議論の中ではあやふやになるんですけども、どういう扱いになるんでしょうか。

議長

これから、どんどん太陽光が結構出てくるんで、ある程度は顔見て判断でなしに‥

農業13番委員

13番です。基本は農地なので、太陽光っていう部分は今までからすると、基本、農地で太陽光しなくていいでしょうと、雑種地だとか山林、原野、そういう空いた所で探して下さいね、っていうのが原則であって、必ずしも必要な施設だっていう必要性っていうのんが、ただ単に儲け主義だけのことでしたい事業者さんであって、その転用なので農振農用地区域には最低限、端から門前払いだよということで大山町はしているわけです。ですから大山町としては、基本、農地を潰してまで太陽光はしてほしくないというのが大山町としてのスタンスとして今まできとつたはずなので。ですから、どうしても本人さんがするだったらまだしも、第三者が買ったり借りてまでして、ただ単に営利目的でされるわけですので、そういったところで言えば代替地ないっていう部分については、一定のルールをもうちょっときちんと明確に、ここになかつたら駄目だとかそういったものをきちんと示したルールを作つとかんと、「この時の事務局は良い具合になつたけ、よしよし」でいっただとか、「次に行つたら駄目だった」とか、そういうふうにならないように、2種なので代替地が他にないっていう、何と何の代替地の条件がクリアせんかったら許可相当だって意見にしようだとかということで、皆で意思統一しとかんと、その場その場でころころ意見が変わつても駄目だと思いますし、その辺のところを。

議長

他の人は。

事務局

議長。

- 議長 事務局。
- 事務局 農業13番委員さんのご意見は、2種農地の代替地なしというのを代替地がないという部分についてどういう目線でなしと判断するのか、というのを太陽光、再生エネルギー関係と捉えても良いんでしょうか。それだけに限つて、きちんとということ。
- 農業13番委員 ですから。
- 事務局 2種に関する代替地なしで、転用許可が出そうな案件全てだという、先程言ったように住宅もそうなりますが。
- 農業13番委員 13番。やはり住宅だと、生活上必要なものであって、農業上必要であれば、まあまあで行きますよね。次に生活で必要なものは、まあ仕方ないですよね、止む無く同意。太陽光までそのぐらいの理由で同意する必要ないじゃないですか。太陽光は他でも出来るし、あくまでただ単に農地まで潰して営利目的でされるというところが非常に強いので、そのへんのところを。
- 議長 なら、事務局。
- (農業3番委員、挙手)
- あつ。ならその前に農業3番さん。
- 農業3番委員 3番です。あの、お気持ちちは解るんですけど代替地なしが駄目だということになると、建てれないということですね。初めから建てれませんという意思表示をせないけん。利用性が高いっていっても、ほんならさっき太陽光発電だったら駄目だけど、どっかの営業所建てたり工場建てるのはオッケーなのかなって話になると、全ては誰もが目的は利益を追求してやるわけであって、生産性を求めて。それを言い出してしまって太陽光だけが駄目なのかと。風力発電は建つとってもオッケーだと。そういうような縛りを我々農業委員だけが勝手に大山町だけが出来るのかと。それから、これまでに於いても、まんだまんだ酷いところ、これはまんだ住宅の際ですけども、田んぼのど真ん中にですね許可をした経過がある。それはカットして下さい。農業委員会の意志ではなくて、町制の中で許可をしたために農業委員会で許可をせざるを得なかった、というような事案も前回あったわけですね。そういうことを言いだすと、太陽光発電について大山町はどうせもう却下ですよと、という意思表示を表だつてするってことになりますから、如何なものかなと。国が推し進めてきた再生エネルギーということで、本来からすると日本の国家のですね、次を担うエネルギーの根源だということでやってきたわけですけれども、たまたま事業が拡大したがためにですね、ちょっと整備してきたという経過があるだけの話で、本来からすれば何ら太陽光発電は悪いわけでもない。それなら、そこに火力発電所が建ったらオッケーするわけですか。原子力発電所だったらオッケーするんですか。そういう観念からすると太陽光というのを敵視しすぎる。それでたまたま代替地がない、本人さんは探しにあつたと。売るほうの側も売りたいという意向があればこれはどうにも

ならないんじゃないですかね。その間に誰かさんが売って下さいって言ったここに、向こうも売りたい買って下さいってなったら、これ利益を追求するから事業性が高いから却下です、って農業委員会は却下するんですかね。そのへんの線引きって我々で出来んじゃないですかね。よっぽど田んぼのど真ん中であって周辺に悪影響を与えるんだったら、それは皆でちょっと反対せないけんかもですけども、道路に面した所だとか農地に影響がないような所であれば、そのための代替地がないという逃げ道、逃げ道って変な言い方かもしれないけど。これが無かつたら建てれるところがないですよ。どっこも建てちゃいけんってことになりますから、審議する以前の問題ですよ。事務局さんに持つて来なったら「建てれませんよ、却下ですよ。」っていう話になりますから。それを審議するために地域性だとか場所であるとか、あるいは水利の面だと、その辺を考えながら我々が「いいじゃないですか。ちょっとここじゃ駄目じゃないですか。」っていうのを審議するべきであって太陽光が良いか悪いかってことを審議する要件では私はないと思います。この場所が本当に周辺に悪影響を及ぼすなら手を挙げて反対されればいいんじゃないかな、と思いますけど。太陽光だからというのは、やっぱり農業13番委員さんにどういう思いがあるか分からんですけど。これまでもたくさん許可した経過があります。この案件に関して反対ってことになると過去の案件はどうなのか、これを1回却下すれば二度と大山町では太陽光発電所は出来ないとということになりますよ、2種農地では。どう思います。

事務局

議長

事務局

はい、なら事務局。

農業13番委員のお気持ちもよく分かります。私も一緒に先程、農業3番委員さんがおっしゃった案件も関わってきたものです。

大山町では、農振農用地区域内に入っている農地を太陽光や風力、再生エネルギー設備に転用するために、その農振農用地区域に入っていることを改めて除外をするようなことはしませんというような内規が農林課のほうで作られております。農振農用地区域は、町が、農業委員会も最終的に同意をしているんですけども、農業委員会も含めて大切な農地、将来に亘って農地として活用すべき農地だというような色々な農地について予め農振農用地区域ということで設定をしております。そういう優良な農地を太陽光等のために一部除外をするようなことはしません、というのが大山町のスタンスです。それ以外に、既に農振農用地区域から外れている農地に関しては、言い方が少しおかしいかもわかりませんが、将来に亘って農地として活用すべき要件的な部分が他の優良な農地より少し劣るというような農地だというような言い方もできます。そういう部分については、農地法もそういうスタンスなんですが、農地として活用も当然すべきですけども、条件が整っていれば転用も可能だ这样一个位置付けになっている場所ということで、この場所については先程から言いましたように、公共設備で駅から500m以内に

あるというような場所で2種農地という部類に入ると、1種や農振農用地よりも転用がしやすいような場所に位置しているような土地だということで、それを太陽光に限って独自の制限を加えようという方向に進もうとすれば、これはもう農業委員会ということではなくて町の全体の土地利用計画的な部分で条例なり何なりを制定してやるようなことになっていくんではないかなというふうに思います、どうでしょうか。

議長 その他、他の人で何か。

農業13番委員 はい。

議長 13番委員。

農業13番委員 農業3番委員さんの言われることは非常によく分かりました。ちょっと厳しかったというか、代替ってのが非常に引っかかるって、代替がないからというところだけでという部分が具体的にどういった条件で代替がないのか、ただ単に代替がないと言われると代替ぐらい探せばあるじゃないの、何の努力もせずにっていうふうについつい思ってしまうので、農地を農地として利用したいという部分は皆さん気が思つるところなので、最低限そこらへんのところはっていうことがないと、やっぱし、どういった関係にしても代替を言うんであれば、そこはきっちり示したほうがいいのかなと。先程言われた、電線が近くにないから、その電線下には売ってもらえる土地はなかった、だから仕方ないですよね、2種だったら許可要件に該当するところまでは全国一律のパターンなので、そこを変えることはうちだけで出来るものではないので、それはそれでいいんですけども、ただ単に代替がないからっていうような気持ちでなしに、もうちょっと慎重審議すべきでないかなと思います。

議長 なら、事務局。

事務局 はい。農業13番委員さんのご意見は、代替地なしというのは安易に使うことでななくて、本当に代替地がないのか、少し踏み込んで申請人さんなりの聞き取りなりをした結果も、この場で説明をしながら審議いただけるような、そういうようななかたちになればというような意味でよろしいでしょうか。

農業13番委員 要は皆さんがそうだったら仕方ないというような、許可せざるを得んって気持ちになるような説明が欲しいなと。

事務局 はい、分かりました。

議長 だけ、事務局がそのへんを十分に検討しながら進めていくというかたちで。まあ、そういうようなことで全体で理解していただくというかたちでようござりますかいな。

(はい、との声あり)

そういうことで、議案第2号の農地法第5条の転用の許可申請についての12番、13番について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。賛成多数で可決します。

議長 議案第3号、非農地証明願いについて。事務局お願ひいたします。

事務局 はい、失礼します。次は11ページになります。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めるます。

番号35番、申請人さんが○○272番地、●●●●さんで、土地の表示は○○○○○△△△△-△外1筆です。こちらは30年以上前から雑種地となっていると伺っています。番号36番が申請人さんは○○県○○市○○△△番地○○○○○△△△△、●●●●さんで土地の表示は○○○○○△△△△-△、こちらは20年以上前から宅地化していると伺っています。

次の12ページから13ページのほうに位置図を付けております。ご覧下さい。

議長 それでは現地確認を農業委員の5番さん、よろしくお願ひします。

農業5番委員 農業5番です。午前中に農業11番委員、推進8番委員と事務局と35番、36番を見ましたけど、35番の物件は昔の鶏舎の跡地があって、とても農地になるような物件ではありません。それと36番の○○のほうは、もう草山でこれも農地になるような物件ではありません。従って2件とも、非農地で扱っていいと思います。以上です。

議長 説明がございましたが、何か質問がございましたら。

(沈黙)

なければ議案3号の非農地証明願いについて、35番、36番、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

賛成ですので承認いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、続きまして14ページです。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めるます。

議案の読み上げの前にですね、お断りなんですが、前回の定例会の時に、「利用権の設定を受ける者」とか「利用権の設定する者」について、ちょっと普段と使う言葉というか聞き慣れないというかっていうようなご意見をいただきしております、今現在まだ直っていません。システムのほうで直してもらうようにお願いをしたいなと思ってるんですが、ちょっとよその町村の様子も聞きながら修正したいと思りますのでもう少しお時間下さい。すみません。(朗読と詳細: 詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えています。以上です。

議長 今、ご説明がございましたが番号749と758を除いてです。その全てのものに対して議案4号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

それでは番号749番の推進委員の15番さん、一つ退室を（議事参与の制限のため）お願いします。

(推進15番委員、退室)

それでは749番の件について、賛成の方挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

(推進15番委員、入室)

今度は4番さん。

(農業4番委員、退室)

では、758番の件について賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございます。全員賛成ですので承認いたしました。

(農業4番委員、入室)

議長 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案についての説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。次は26ページをお開き下さい。

議案第5号、農地中間管理業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求める。(朗読と詳細: 詳細は議案に明記) 以上です。

議長 議案第5号について何かご質問がありますでしょうか。

(挙手あり)

はい。

農業13番委員 13番です。28ページの10番、整理番号の10で、9年10か月間の▲▲農場さんが、これは確か▼▼農協さんのぶんですけども、使用貸借ということでの権利の設定と書いてありますけども、何か特別な理由があって使用貸借なんでしょうか。あまり▲▲さんで使用貸借はあんまりない。普通、理由があって耕作放棄地の事業なんかは5年間はということで条件はあるんですが、農協さんも10年もただで作らせる理由は。

農業4番委員 いいですか。

議長 はい、なら4番。

農委4番委員 事務局も言われるでしょうけども、その扱い手育成機構もどつかからお金を借りてきて、再生事業の地元負担があるらしいですが、それをみないけんので、それはどうも難しいということでこの間頃から10年10年って何回もきておりまして、理事会もかけて「しょうがないな」つちゅうことで認めたようなことでございます。以上です。

議長 事務局、分かりますかいな。

事務局 ご承知のように、▲▲農場さんが機構関係の事業を利用して、機構が農地を再生するような除礫とかをしとるわけですけども、その経費あたりに関連して所有者の▼▼農協さんと10年間の使用貸借ということで合意されたというようなことだというふうなものです。

議長 いいですかいな。

農業13番委員 あの、何の事業をして要は所有者の負担部分を使用料を免除することによって、代替えして支払うというかたちの事業ではないでしょうか。要は、耕作条件改善事業で大山町15%土地の所有者負担があって、それで事業をして、100万かかるれば15万円は、今回は農協さんが出さないけん部分を使用料をはねていくということでペイをしていくってことですよね。それが10年間はただでし、11年目からは使用料が貰えるということ。

農業4番委員 10年で契約が終わって次も貸すって話ではないですよ。

議長 区切ってしまうって意味合いですよね。

農業13番委員 一応、10年分の使用料で▼▼農協の負担がペイ出来るっていう意味合いですよね。

農業4番委員 いや、うちの負担はないです。事業者は▲▲になりますから、▲▲が事業者になって▲▲が負担するわけですから15%は。

農業13番委員 ▲▲が負担するってことですか。

農業4番委員 はい。

議長 ▼▼農協でなくして、▲▲農場さんが全て負担してやると。それから10年間はとりあえず0円でいいということで理解していくということでようございますかいね。

農業13番委員 最終的には農協さんが負担したんですよ。本来は使用料を貰えばいいのに、ただにするわけですから。その部分は▲▲が立て替えて払うだけであって、負担は農協さんがされるんですね、実質上。

議長 まあ、その中のことはあんまり。とりあえず貸借として・・

農業4番委員 それが明らかになつても、どつかに問題が起きるとかそういう話じやないですからね、そこまで追求されてもね。深く深く答える必要はないと思います。

議長 そういうことで、ようございますか。

(挙手あり)

はい。

農業13番委員 13番です。要は、今農地パトロールもして、今後農地の再生なり何なりってことをこれからしていくことでね、意向調査もしているわけですので、農業委員さん方が、これはこういった事業でやったぶんてっていうことを、きちんと知っておかないと次色々と意向調査に回ってみても、次の農地所有者の方との話も農業委員さんもやりづらい面もあるでしょうし、そういった機会なのでこれはこういった事業でやったので、再生に活用しましょうだとかという所の勉強のためにも、詳しい説明が欲しいなと、ただ単に。

議長 案件毎にですね、これはこういう事業だといいういような方式がいいのか、改めてそういう色んな農地を再生するような色んな事業がある、この部分について別個に説明なり研修なり出来るような機会を設けるとか、色々方法もあるかと思いますが、いずれにしても、農業委員さん、推進委員さんが現場で色々ご相談を受けられる時に対応できるような知識ももっていただく必要があると思いますので、機会を設けていきたいというふうに思います。

(挙手あり)

議長 はい、8番。

農業8番委員 8番です。えらいちょっとが外れるとって言われるかもしれません
が、今、これちょっと見てますと、9年10か月とかね、2年10か月とか
っていうのがあって、10年だと3年だとかっていうので補助が下りるつ
ていうか何っていうか、期間の設定のね、3年とか10年とかいうのが、こ
れが9年10か月とかいうのがあるんで、そういうのは何って言うのかな、
整合性っていうか、9年10か月でも10年になるのか。農業委員会でこの
期間に認めた時からすると9年10か月だけど、それは10年でなんとかつ
ていうのは、それはそれでいいのかどうなのか。

議長 ちょっと事務局、それについて。

事務局 この9年10か月とか、3年9か月とか、2、3か月、通常ぴったり10
年とか9年とかされるわけですけども、これはですね、所有者から担い手機
構さんに貸す時には10年なら10年、ぴったり10年です。で、担い手機
構さんが次の借り手さん、本当の耕作者に張り付けるまでに事務的な期間が
必要になったりもします。そういう部分で、9年10か月とかいうような、
正式にいうと機構から次の耕作者が耕作する期間というのが、そういう2、
3か月少なくなるというようなものになります。ですので、地主さんはあく
までも10年なら10年ぴったり貸付けているということになります。

農業8番委員 8番です。

議長 はい、8番。

農業8番委員 8番。それで、9年10か月でも10年ということになるわけですね。
機構のほうで例えば2か月ぶんは、何て言うかあれしどって、その農業委員
会のほうでは9年10か月なんだけども、10年ということになるわけです
よね。

事務局 あくまでも、実際に借りられる耕作者さんの耕作期間は9年10か月だつ

たということです。地主さんからすると丸々 10 年、貸していらっしゃると
ということです。

農業 3 番委員 又貸しだけん、こっちの人がこっちに貸すのは 10 年だけど、この人
がこっちに貸すのは 9 年 10 か月、ただそれだけで、2 か月の間で継続して
作ってもらえるならいいけど、もしもこの人が使わないよと言ったときに、
また機構が探す時間がないといけんので、耕作するようになったときのタイ
ミングが合わんようになるといけんけ、ちょっと早く返してもらつといて確
認をするってだけの話です。

農業 8 番委員 そういうことじゃなくて、例えば補助を貰う時に農林水産課のほうで
は 3 年の場合は補助が出て、こういうのが何かありますよね。今、無くなっ
たかいな。

農業 13 番委員 無くした。

農業 8 番委員 こういうので引っかからへんかいな、と思ったもんで質問したですけ
ど。それは無いわけですね。

議長 今は無くなつた・・

農業 13 番委員 無くしました。

議長 ちょっと、1 反が何ぼってことで補助が出とったわけですが、今は付いて
ないみたいです。

農業 14 番委員 使用料は 2 か月は地主さんには入らんだ。

議長 地主さんはもらいなる。払うもんは払う、まとめて払っちゃいますから初
めから 10 年分を。

農業 13 番委員 地主と機構は 10 年で契約して、機構と借り手の担い手が、終わり
は全部最初と同じんですけど、ただ始まりが機構が一旦探して、手続き上、
1 か月 2 か月最低掛かりますよね。っていうような調整部分で終わりは一
緒にせないけんみたいなので、それは 1 か月 2 か月ズレが作ってあるみたい。
そのお金の部分は、地主さんは 10 年なら 10 年で契約して機構がオッケー
しとるわけですから。ただ地主さんが、借りる人が払う時に 2 か月分、少な
く機構に払うのか・・

議長 そのへんはちょっとあれですけど。地主、貸せる方が 10 年分、ポンッと
入ってしまいますから貸せる方は完全に 10 年なんですよ。

農業 8 番委員 貸せる方はいいんですけども。借りる方は・・

農業 13 番委員 借りる方は期間ぶんですけ、2 か月分は払わんでいいような気はす
るんですけど。

農業 8 番委員 機構との話し合いということなんですね。

議長 ちょっとその辺のこと、私は認識不足でございます。事務局は解りますか。

事務局 そこまでは。

議長 定かではない。違ったこと言ってもいけませんので。また、それなりに聞
くっていうことで。

これについて、第 5 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)
全員賛成ですので承認いたしました。

議長 それでは報告に入ります。

(1) 貸借の解約について 29ページから 30ページまでありますので、確認をしておいて下さい。

(2) その他、ございますでしょうか。ちょっと聞いてみたいっていうことがあれば。

推進1番委員 はい。

議長 はい。

推進1番委員 最近、案件の中に法人のがですね、非常に多くなってきてるんですけど、法人の名前は解るんですけど、代表が誰なのかですね、どの程度の経営規模なのか、そのへんが特に新しく役になられてから分からんじやないかな、と思いますので出来たら新しい所が出来た場合は、そのへんのことも説明いただければ、より審議が加わるんじゃないかな、と思うんですけど。意見ですけども。

議長 ほんに、ちょっとパッと出来たって、今年に出来たっていうのも今日あつたけど何だかいな、っていうところも在り得るんで、やっぱりちょっと今後。

事務局 はい。

議長 事務局。

事務局 おっしゃるとおりで、この頃、個人経営から法人経営に移行される方がたくさんいらっしゃいます。あるいはグループでされるとか法人にされるとか、あるいは集落営農組織も法人化されたりだとかいうようなこともありますので、そういう法人の関係につきましては、その法人の概要についても含めてご説明をするようにさせていただきたいというふうに思います。特に全く新規のものについては少し詳しく説明をするようにさせていただきたいというふうに思います。

議長 その他、他にございませんでしょうか。

農業13番委員 一つ、いいでしょうか。

議長 はい。

農業13番委員 報告の中で、農業4番委員さんが出席された、新規就農者の認定審査会があったということですけども、どういった方が就農しようとしとられるのか、もしお解りでしたら、皆さんに情報提供していただければ助かります。

議長 個人情報で洩れたらいけんっちゃうわけでもないと思うんで。

事務局 代表して出ていただいてますんで。

議長 なら、ちょっと。

農業4番委員 今日は資料を持ってきてませんので、何の誰べえさんってことは分かりませんけど、4名だったですかね、該当者がおられまして色々と話を聞きま

したけども、中々スムーズにきとる人や中々いかない人やございまして、私は畜産のほうで、野菜なんかあまり専門じゃないもんですから、的確なアドバイスが出来ませんでしたけども、専門家の方々からは的確なアドバイスをいただいたようでした。簡単ですけど。

農業13番委員 4人もおんなるですか。

議長 品目は何か。

農業4番委員 4名の方、皆が野菜ばっかりじゃなかつたでしょうかね。

農業13番委員 そういった方がね、次の担い手ってかたちですんで、出来ればどういった方が新規就農をどこでされるのか。

農業4番委員 事前にそういうことが分かっていれば、ちゃんと資料を持って出ますけど、いきなり言われても私も覚えてません。

農業13番委員 4人もおんなつたってことは、あれですよね。

議長 どんどん新規就農者が入っておりますので、今、研修中の人もおりますし、契約職員でってかたちでもありますし、今後新しく若者が入ってくる。まあ、若者でない退職をちょっと早くしてする人もおるわけでして、そういうことで結構、新しく参加される方がありますので、またその地域の人たちがやっぱりやってですね、本当に地域で成功させていけるように協力をお願いしたいということを思ってますのでよろしくお願いします。他にありませんでしょうか。

(挙手あり)

はい。8番さん。

農業8番委員 8番です。今の新規就農の話ですけどね、私も個人的に若い人が就農したら悪いような話を、ブロックリーに関してだけですけど、今までずっとやってきとったわけですけど。今年4名って聞いたんですけど、4名のうちの1人はちょっと何か脱落したみたいですが。そういうのは今、言われたように皆でフォローせないけんと思いますので、出来るだけそういう人を、何処どこの誰々さんで、こういうのをしとられるっていうのが分かればですね、皆でフォローしていきたいと思いますし、事務局のほうでも分かってるんだったら、ちょっと。

事務局 今回の方がどうこうではなくて、そういう認定審査会とか、審査会に農業委員会を代表して部長さんに出席いただいているということですので、そういう情報は、この場で共有するような形を今後とれたらな、というふうに考えます。以上です。よろしいでしょうか。

議長 他にありませんか。

(沈黙)

なら、ないですでの、その他のぶんはこれで終わります。

議長 次にその他のほうに入ります。

次の12月の定例会の日程でございます。11日、月曜日、午後3時から

中山改善センターのほうでどうか、ってことでございますが、どうでしょうか。中々、その日程でないと事務局としては日程がとれないというような事でして、12月の11日、月曜日、よろしくお願ひいたします。

それで現地確認担当者はですね、農委1番さんと、推進6番さんと、農委9番さんと3名の方で現地確認をお願いしたいと思ひますので忘れないよう、また連絡があると思いますけどもよろしくお願ひいたします。

それからですね、1月の11日の木曜日ですが、これも新年会を兼ねて、恒例で新年会はやるということを聞いておりますので、保健センターなわでですね。事務局、説明しなる。

事務局

【その他】

- ・定例会の日程について。

議長

前の人とはそげだったかもしれませんけど、新たなかたちですので1月は新年会したほうが良いというかたは、挙手をお願いします。

(挙手多数)

後ろの方も手を挙げてございません。推進委員の方もですね、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、新年会をやることでございますので、1月の11日頃に。

事務局

11日は確定ということで。

議長

確定。もう11日で場所はとつてあるってことですので、真ん中で便利が良いってことで、その時は福祉センターなわでやるということでお願いいたします。

(2) の、その他を事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

【その他】

- ・農地利用の最適化推進指針の策定について。

議長

これについて、代表者でですね審議させていただいてですね、それからまた報告するっていうかたちで、また皆さんで審議するというかたちでようござりますでしょうか。

(はい、との声あり)

どうも、ありがとうございます。

なら、次。

事務局

【その他】

- ・県外視察研修について。

- ・非農地認定に係る対象農地の現地確認について。

議長 では、これにつきましてはそれです。
次の4番、その他。

事務局 【その他】
・植林転用基準について。
・農委手帳について。

農業14番委員 明日の研修会は。

事務局 終わってからと思いましたが、明日の研修会につきましては既に出欠の報告をいただいております。出席されます方につきましては町のバスが大山支所は12時に出発です。名和本庁が12時15分発、中山支所に12時半発ということで、カウベルホールに1時から開会ということでございますので、遅れられないようにお願いをいたします。

それからお車でという方も、駐車場がかなり狭かったと思います。なるべく早めに到着されて間に合うようにお出でいただきたいというふうに思います。以上です。

議長 その他に、皆さんの意見がありますか。何かこれ聞いておきたいということがありましたら。

(沈黙)

ないようですので、以上を持ちまして閉会をしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

日野 浩一

議事録署名委員

田中 好道

： 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。